

再意見書

経企発 13 第 49 号

平成 13 年 6 月 22 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 108 - 8525

とうきょうと みなとく しばうら

住 所 東京都港区芝浦 4 丁目 9 番 25 号

とうきょうつうしん かぶしきがいしゃ

氏 名 東京通信ネットワーク株式会社

しらいし さとし

代表取締役社長 白 石 智

メールアドレス: thonda@is.ttnet.co.jp

(担当: 経営企画部塚本、本多)

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 5 月 18 日付け情審通第 103 号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(別紙)

平成13年6月22日
東京通信ネットワーク株式会社

「接続ルールの見直しについて」の二次答申草案への意見に対する再意見

今般、二次答申草案への意見に関する再意見を述べる機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

下記に弊社の再意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1 新たな接続料の導入について

(1) L R I C

< 草案第 章へのNTT地域会社殿のご意見 > (意見書P1)

○ L R I Cによる接続料金では実際に発生する費用が未回収となるという問題があります。現在平成14年度見直しに向けてモデルの見直し作業中ではありますが、企業として最大限の効率化に努めてもおおコスト未回収が発生するような接続料水準とすることは経営上大きな問題があると考えております。(略)接続料金の値下げに伴って市内通信の料金値下げ競争が激化しており、接続料金の未回収に加えて、ユーザー料金の値下げ競争によっても財務的に大きな影響が発生しております。

< 弊社再意見 >

○ NTT東西殿のご意見には、賛同しかねます。

○ L R I Cは、草案P30にご指摘いただいているとおり『実際費用方式では指定電気通信設備における非効率性を接続料の原価算定上除外することが出来ない』という課題を解消するために導入されたものです。

○ 弊社としては、L R I Cは「競争原理の働かない接続料の分野に、仮想的に競争原理を持ち込むことが狙い」と理解しております。

○ このために、競争原理が働いた場合はこうなるはずという推計結果がL R I Cなのであって、NTT東西殿の「実際に発生する費用が未回収」とのご指摘には、賛同しかねます。

(2) ユーザー料金と接続料金との関係

< 草案第 章への N T T 地域会社殿のご意見 > (意見書 P 5)

○ 基本的にはサービス全体でユーザー料金が接続料金を下回ること無ければ問題なく、他事業者も各々のリスクで定額サービスを提供すればよいものである

< 弊社再意見 >

○ 「サービス全体でユーザー料金が接続料金を下回らなければ良い」との N T T 東西殿のご意見には、賛同できません。

○ 弊社としては、日本テレコム殿、C & W I D C 殿のご意見に賛同し、「個々のユーザー料金と接続料の関係について小売りコストを含めた検討が必要」と考えます。

< 日本テレコム殿のご意見 > (意見書 P 6)

○ 個々の利用者向けサービスにおける利用者向け料金と接続料の関係については、例えば英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法により、公正性を担保すべきと考えます。

○ また、N T T 東西の接続会計の結果は、管理部門：黒字、利用部門：赤字となっており、小売りコストを含めた場合、利用者向けサービスが提供できないことを示しています。利用者向け料金と接続料との関係については、根本的には上記の観点から検討すべきであり、早急にその詳細を開示し、内部相互補助のチェックを行うべきと考えます。

○ なお、現状では利用者向け料金と接続料との関係のみの議論が行われておりますが、利用者向け料金は、ネットワークコスト（接続料）+ 小売コストで成り立っており、小売コストを含めた検討が必要と考えます。

< C & W I D C 殿のご意見 > (意見書 P 4)

○ 利用者料金と接続料の関係において公正競争上適切でないとする判断基準を明確にすべきと考えます。この旨ご答申いただきたくお願いいたします。なお、この判断基準の策定にあたっては、英国におけるスタックテストが参考になるものと考えます。

2 接続関連費用の負担の考え方について

(1) 基本的な接続機能の判断基準

< 草案第 章に対する N T T 地域会社殿のご意見 > (意見書 P 1 5)

○ 従来より推進されてきた「ネットワークのアンバンドル」は、各事業者が真に必要なもののみを利用すると共に、その利用の程度に応じて負担するという「負担の公平性」を確保することが前提であったものと考えます。

○ N T T 東西としても自社で利用しないものまでのコスト負担を迫られることとなれば、当該コストの回収手段がなく、経営に不当な影響を与えるものであることを申し上げます。

< 弊社再意見 >

○ N T T 東西殿のご意見には賛同しかねます。

○ 何故ならば、「自社で利用しない機能又は設備」は、次の接続事業者と N T T 東西殿との関係があるから生じた事態と考えているからです。

(イ) N T T 東西に接続要請する接続事業者は、他の接続事業者がどのように接続しているか知り得る立場にありません。また、N T T 地域には「他事業者が既に使っているこの装置を代用すれば安いコストで接続できますよ」というアドバイスをする義務はありません。したがって、接続事業者は、他事例の検討もできずに、自らの要求条件をベースに独自仕様のインターフェースを要望してしまうことが多いと考えます。

(ロ) 従来の整理のままで、こうした状況の改善は期待できません。なぜならば、N T T 東西にとってどんなに無駄な設備でも接続事業者が 1 0 0 % 負担するスキームですし、それが多大な負担であるほど競争上 N T T 地域は有利になるという構造だからです。

(ハ) 従いまして、弊社としては、接続事業者が最安のコストで接続できるように、N T T 地域自らが自局内設備構成を検討しなければならなくなる仕組みが肝要だと考えます。

(ニ) 具体的には、基本機能化を推し進め個別機能を削減していくことによって、接続事業者が無駄な構成を要望しようとした際に N T T 地域自らが痛みを伴うような仕組みが必要と考えます。

(2) D S M - I (草案 P 1 0 0)

< N T T 地域会社殿のご意見 > (意見書 P 1 6)

○ D S M - I を、加入者交換機能にバンドルして回収するといったことは、当該機能を利用しない多数事業者がその大部分のコスト負担（トラヒック比率で約 7 0 %）を迫られることになることから、負担の公平性の観点から決定的に問題であり、当該機能については、単独のバスケットとして利用する事業者にて利用に応じて負担すべき

○ 仮に、加入者交換機に含めて回収しなければならないとしても、（略）N T T 東西を含め他事業者も利用している「中継伝送共用」等の網使用料で回収している伝送装置を含めて「伝送装置の機能」と位置づけて、同一のバスケットで扱い、コスト按分すべき。

< N T T ドコモ殿のご意見 >

○ 今回の答申案においては、多くの接続事業者において共通的に用いられるものであり、また全ての形態の事業者にとって設置のメリットがある設備であるならば、「基本的な接続機能」として捉える方向に異論はありません。但し、「多くの接続事業者」の定義の客観的かつ明確な基準が必要であり、少なくとも、地域系、長距離系・国際系、移動体通信系といった分野毎にまんべんなく多くの事業者が当該機能を利用することが前提となると考えます。

○ 移動体通信事業者において、優先接続等は実施しておらず、また「加入者交換機機能メニュー利用機能」、「加入者交換機及び専用回線ノード装置接続用伝送路振分機能」等は利用していないことから、これらの機能を基本的な接続機能と位置づけるのは無理があり、負担の公平性の観点から問題があると認識しております。従って当社としては、当該機能については、当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが妥当と考えます。

< 弊社再意見 >

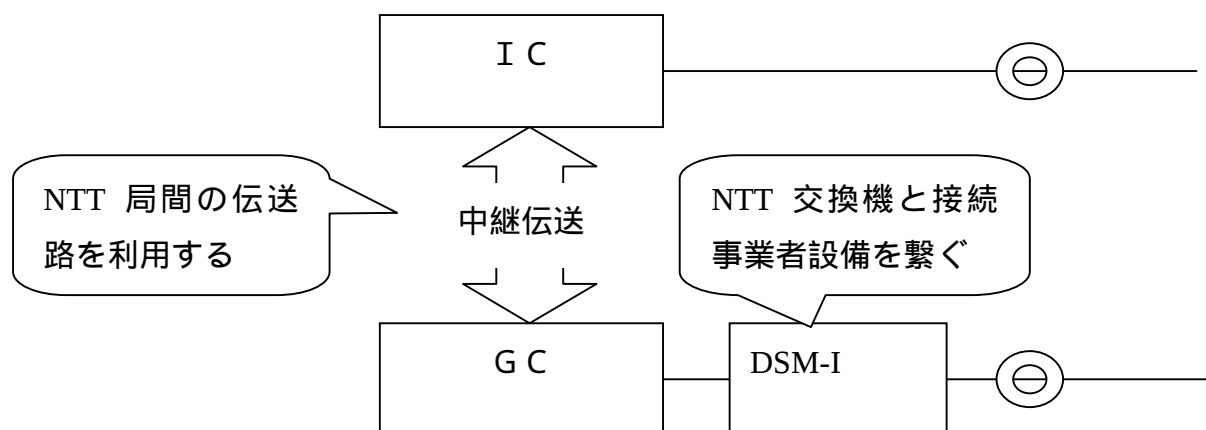
○ 「個別負担とすべき」との N T T 東西殿、N T T ドコモ殿のご意見には賛同できません。

○ 第二次草案への弊社意見（H13.6.4, 経企発 13 第 37 号）にてご指摘させていただいたとおり、関東圏約 1 5 % のシェアである弊社の接続トラヒック実績から、新ノードの最低伝送速度 5 0 M は接続事業者を考慮した仕様では無いため、草案にてご提案いただいたとおり「新ノードにより構築されたネットワークは D S M - I を一体として捉えることで『通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワーク』とみなす」ことが適切であり、「基本的な接続機能」と捉えるべき対象と考えます。

○ D S M - I を介さず「新ノードユニット毎に芯線直結」とする接続形態を「基本」と解されるのは、N T T 地域ビルへの引込み光ケーブルをふんだんに保有されている事業者様ゆえのご判断としか思えず、多くの接続事業者の実態とは乖離したご意見と考えます。

○ 「負担の公平性」という論点に関しては、弊社は前述意見のとおり「N T T 東西殿も痛みを伴う仕組みとしなければ、接続事業者が最安のコストで接続できる環境はできない」と考えているのであって、当該機能を利用しない移動体通信事業者様へ負担を強いることは真意ではありません。

○なお、NTT東西殿の「中継伝送機能など同一バスケット」とのご意見に関しては、下図に示すようにDSM-Iと中継伝送機能では、機能の性格上の違いがありますので、同一バスケットとするには無理があると考えます。



< K D D I 殿の意見 > (意見書 P 9)

○ A S Mユニット毎に光心線を直結する接続形態は大変非効率であり、事業者側が大きな負担を強いられる。これはNTT地域会社が事業者との相互接続のためのインターフェース条件を十分整備していないことが原因。

○ D S M - I が基本機能インターフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでNTT地域会社とG C接続を行えるようになると思います。

○可能な限り早期の段階でL R I Cモデルに反映させる必要がある。反映以前は、個別のメニューを作成し、ネットワークが本来具備すべき機能「通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワーク」といったことから、G C交換機に含めて、通過する総トラヒックを用いて接続料を算定することが適当。

(3) T C M (草案 P 1 0 1)

< N T T 地域会社殿のご意見 > (意見書 P 1 7)

○ T C M については、Z C 接続や当社ビル間の伝送路を用いて G C 接続する場合には、中継伝送機能の費用範囲の中でコスト負担をしていただいているところであり、これと同様に考えると、加入者交換機に含めて費用回収することは他の接続をしている事業者との公平性の点で問題があると考えます。従って、加入者交換機能とは別に、G C 接続する事業者が利用見合いで負担する回収方法とすべきと考えます。

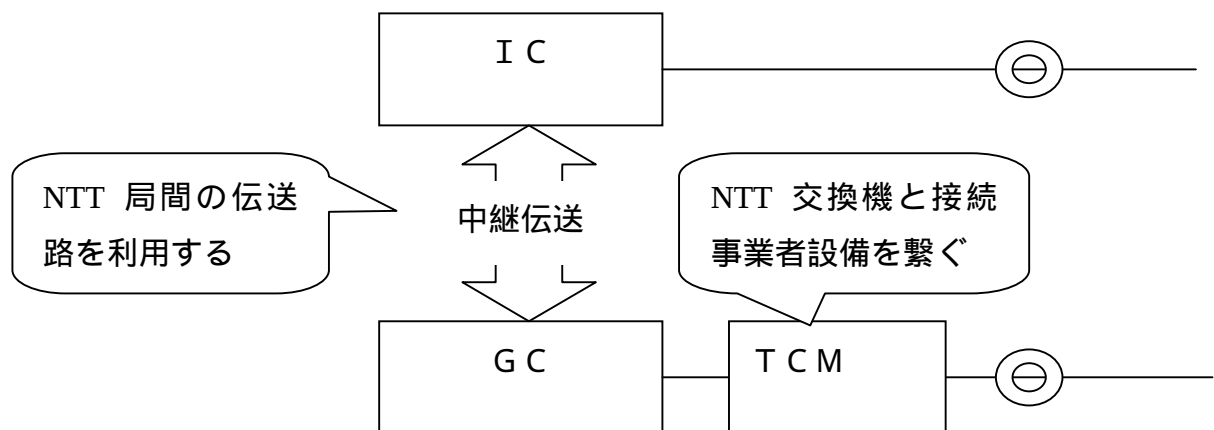
○ 仮に、加入者交換機に含めて回収する場合でも、費用負担の公平性の観点から、Z C 接続や当社ビル間の伝送路を用いて G C 接続する場合に利用する T C M も同様に加入者交換機に含めて回収するよう変更が必要と考えます。

< 弊社再意見 >

○ N T T 東西殿は、基本機能とする点に関しては、ご賛同いただいているものと理解いたします。しかし、「G C 接続する事業者利用見合いで負担する回収方法とすべき」とのご意見には賛同できません。

○ 弊社といたしましては、前述意見のとおり「N T T 東西殿も痛みを伴う仕組みとしなければ、接続事業者が最安のコストで接続できる環境はできない」と考えています。N T T 東西殿も痛みを伴う仕組みとして、草案でご提案いただいている「既存の機能（例えば交換機能）に含めて費用回収すべき」とのお考えを支持いたします。

○ なお、N T T 東西殿の「当該機能を加入者交換機に含めて回収する場合は、中継伝送機能の費用範囲の中でコスト負担している、Z C 接続や当社ビル間の伝送路を用いて G C 接続する場合に利用する T C M も加入者交換機に含めて回収」とのご意見に関しては、D S M - I で述べた弊社意見と同様に、機能の性格上の違いがありますので、同一バスケットとするには無理があると考えます。



< C T C 殿のご意見 >

○ 伝送路設備利用機能について現時点で個別負担が不要な Z C 接続事業者と個別負担を継続している G C 接続事業者の接続条件を公平化させる観点から、早急かつ適切な方法により、G C 接続事業者の T C M 個別費用負担を不要とする必要があると考える。

以上